

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士 (法学)	氏名 (Author)	邬 志野
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 (Title) 南シナ海紛争における各係争国の主張			
論文審査担当者 (Dissertation Committee)			
主査 (Committee chair)	教授 永山 博之		印
審査委員 (Committee member)	教授 森邊 成一		印
審査委員 (Committee member)	教授 江頭 大藏		印
〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)			
<p>本論文は、南シナ海紛争における関係国の主張を考察し、その異同と矛盾点を確定する。南シナ海紛争をより包括的に理解するため、周辺の係争国の主張がどのような相互関係にあり、どこで対立しているのかを示すことが、本論文の主旨である。</p> <p>南シナ海問題についての従来の研究は、取り扱う資料の偏りによるバイアスが大きく、資料に対する考証が十分でない。更に、「主張の歴史」、即ち係争国の主張が変化してきたことに対して、その理由と経緯に焦点を当てたものはほとんどない。</p> <p>本論文は、フィリピン、中国、ベトナム、マレーシアとブルネイが、南シナ海の海洋地形と海域に対して、如何なる権利を主張しているのか。これらの主張の範囲はどこまでであるか。これらの主張のどの部分が明確で、どの部分が曖昧であるか。これらの主張は如何なる歴史的経緯を経て形成されたかという問題に答える。そのため本論文は係争国の主張を領土主張と海洋主張との二つの側面に分けて考察した。</p> <p>フィリピンはスカボロー礁と、特別に再定義された「カラヤーン群島」を自国の領土としている。「カラヤーン群島」は六角形の線で囲んだ地域であり、どの地形が領土とされているのかは不明である。その海洋主張の独自の原理は線引きにおいては明確だが、UNCLOSの規定との間に大きな齟齬があり、現在はこの点が調整されている。</p> <p>中国は東沙、西沙、中沙、南沙との「四つの群島」に対する領土主権と関連の海洋権利を主張している。これらの「群島」の大まかな範囲は分かるが、これらの範囲内のどの地形が島で、どの地形が暗礁で、どこまで領「土」なのかが不明である。「群島」はまとまった一つの地形として主張され、その海洋主張の範囲は「附近海域」や、「歴史的な水域」などの概念で曖昧化されており、その「歴史的権利」の内包に関しても公式な説明がない。1996年の西沙の領海基</p>			

線の公表により、中国は南シナ海の諸群島に UNCLOS における「群島レジーム」を準用しようとしていることが分かった。

ベトナムが一貫して主張してきたのは、「黄沙群島」と「長沙群島」という二つの群島である。この二つの群島の具体的な範囲が明確にされたことはなかった。それが如何なる海洋地形を包摂しているかも不明である。黄沙と長沙が生じる海洋権利に関して、ベトナムの法律や公文書は明確な説明をしていないが、特に国際法と適合しない主張はしていないとみられる。2009 年以降、長沙群島は EEZ と大陸棚を生じないことにつき、ベトナムとマレーシアの間に共通認識が出来たことが分かった。しかし、同地域の海洋限界はどこなのかにつき、ベトナムは未だ明確な主張をしていない。

以上の三カ国とは異なり、マレーシアとブルネイの南シナ海に関する主張の核心は領土ではなく、海洋権利である。両国ともに本土海岸線から生じる海洋権利を主張しており、スプラトリーの地形は EEZ と大陸棚を生じないとの立場を取る。マレーシアは実際にスプラトリーの島嶼を占拠しており、領土主張を明言したこともあるが、近年の状況を見る限り、領土に対してさほど執着していない。マレーシアの 1979 年時点の海洋主張は国際法規範と合致しないが、2009 年と 2019 年に大陸棚限界委員会に提出された主張を見ると、その主張は既に UNCLOS に沿うように調整されている。

本論文は、南シナ海紛争において各国の主張を分析し、その異同と主張の変遷を明らかにしたが、関係国 5 カ国につき、詳細かつ包括的に各国の主張を明確にした研究は日本語ではもちろん、英語でも存在しない。南シナ海問題の法的、歴史的側面について、重要な意義のある論文である。博士（法学）の学位を授与するに足るものと認める。

試験の結果の要旨
(Summary of Comprehensive Examination)

報告番号	広大 第 号	氏名 (Author)	鄔 志野
試験担当者	(Comprehensive Examination Committee)		
主 査	(Committee chair)	教授	永山 博之 印
審査委員	(Committee member)	教授	森邊 成一 印
審査委員	(Committee member)	教授	江頭 大藏 印
試験の結果の要旨 (Summary of Examination Results)			
<p>最終試験は、2020年8月21日に、MS Teams を利用した遠隔会議により実施した。</p> <p>試験委員からは、まず本文の細部について校正が必要な箇所(字体の統一、省略形、用語法等)についての指摘がなされた。</p> <p>論文の内容についての言及として、第1に、今後の研究の方向性について、国際法上の論争、信頼醸成措置、関係国による言説史の展開のいずれに重点を置くのかが質問された。</p> <p>提出者からは、関係国の言説が、各国の国内政治とどのような関連を持っているのかを中心的な研究課題としていくこと、本論文の残された研究課題として、その点が最も重要なポイントであることが回答された。</p> <p>第2に、本論文の研究を日本で行うことの意味が質問された。</p> <p>提出者からは、第1に資料収集の便宜があげられた。提出者は中国人であるが、中国に居住して中国以外の政府の資料を入手することには困難が伴い、外国の図書館や政府機関から資料を取り寄せるためには日本に在住していることが非常にメリットであること、第2に日本人研究者はこの問題に対して概して第3者の立場であるという意味で公正であり、どのような見解を述べても自由であることが回答された。</p> <p>第3に、今後の研究を中国で実施していくにあたって、研究発表の自由に対する制約をどのように考えるか、関係国があえて自国の主張をあいまいにしておくことが、今後も継続可能なのか、アメリカの実施する航行の自由作戦等の各国による実行によってあいまいさの余地が相当程度狭められるのではないかと、という点が質問された。</p> <p>提出者からは、中国の主張について批判的な主張を中国国内で行うことには制約があるが、外国の主張に対して客観的に研究、紹介することは基本的に可能であり、そのような方向であれば中国国内においても客観的な研究は可能であること、関係国の言説のあいまいさは今後も継続される可能性が高く、それはあいまいな言説が各国の政治的利益を反映しているからであること、領土については各国の主張は比較的明確だが海洋権利についてはあいまいさが維持されており、航行の自由作戦のような実行は(自国の体面を保つために)自国の主張のあいまいさを維持する方向に作用するとの回答がなされた。</p> <p>論文提出者は、本論文の研究テーマについて、十分な理解と学識を有していることが確認された。博士(法学)の学位を授与する資格があるものと、審査委員一致で同意した。</p>			

備考 要旨は、400字程度とし、試験の方法も記載すること。